

情報

前納がおすすめです
国民年金保険料のお知らせ

平成 31 年 4 月から国民年金保険料が月額 16,410 円
に変わります(前年比 70 円増)。国民年金の保険料は、
性別・年齢・所得にかかわらず全国一律です。

納付方法 納付書払い、口座振替、クレジット払い
※口座振替、クレジット払いを希望する人は問合せ

■オトクな前納は納付書払いで！

【例】

4 月 30 日までに 1 年分納める	→ 193,420 円
毎月納付する	→ 196,920 円
	3,500 円 お得!

※まとめ方は 2 年分、1 年分、6 カ月分(上期・下期)の 4 つ

☎三島年金事務所 ☎ 973・1166

保険年金課国民年金係 ☎ 983・2606

情報

8%、10%、どっち？
消費税軽減税率制度の説明会

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、消費税および
地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられる
と同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

説明会では制度の概要と軽減税率対策補助金制度
(事業者支援措置)についてお話しします。

時 4 月 ▶ 10 日(休)、17 日(休)

5 月 ▶ 9 日(休)、21 日(休)

6 月 ▶ 12 日(休)、19 日(休)

すべて午後 2 時～3 時 30 分

場 三島税務署別館会議室

定 各先着 30 人

☎三島税務署 ☎ 987・6711

※自動音声に従って「2」を選択ください

情報

代理申請も可能です
平成 31 年度国民年金「学生納付特例」の申請をお忘れなく

20 歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難
な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付
特例」を申請することができます。

■学生納付特例を「新規で」希望する

特例対象期間 平成 31 年 4 月～2020 年 3 月分

申請場所 保険年金課国民年金係・三島年金事務所

※郵送で申請可(申請書は、日本年金機構ホームペー
ジからダウンロード)

対 学校教育法で定める大学(大学院)、短期大学、高
等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに
在学の人(定時制、夜間部、通信課程を含む)

持 ▶ 「年金手帳」か「国民年金保険料納付書」▶ 「学
生証(表裏のコピー可)」か「在学証明書(原本)」
▶ 認め印(代理の場合)▶ 前年就業していた人は「離
職票」か「雇用保険受給資格者証」の写し

※ 10 年以内であれば保険料を納付(追納)可能。た
だし承認を受けた年度の翌年度から起算して、3 年

度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されてい
たときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

■学生納付特例を「継続して」希望する

平成 30 年度に学生納付特例が承認され平成 31 年度
も在学中の場合、4 月上旬に送付されるはがき形式の
申請書を返送するだけで、申請手続きができます。

※特例を承認されており、今年度から納付を希望す
る人は、三島年金事務所へ納付書送付を依頼ください。

■卒業後、保険料免除を希望する人は

平成 31 年 3 月に卒業し、国民年金加入者で保険料
の納付が困難な場合、免除申請を行うことができます。

免除期間 平成 31 年 4 月～6 月

申請場所 保険年金課国民年金係

持 ▶ 「年金手帳」か「国民年金保険料納付書」

▶ 認め印(代理の場合)

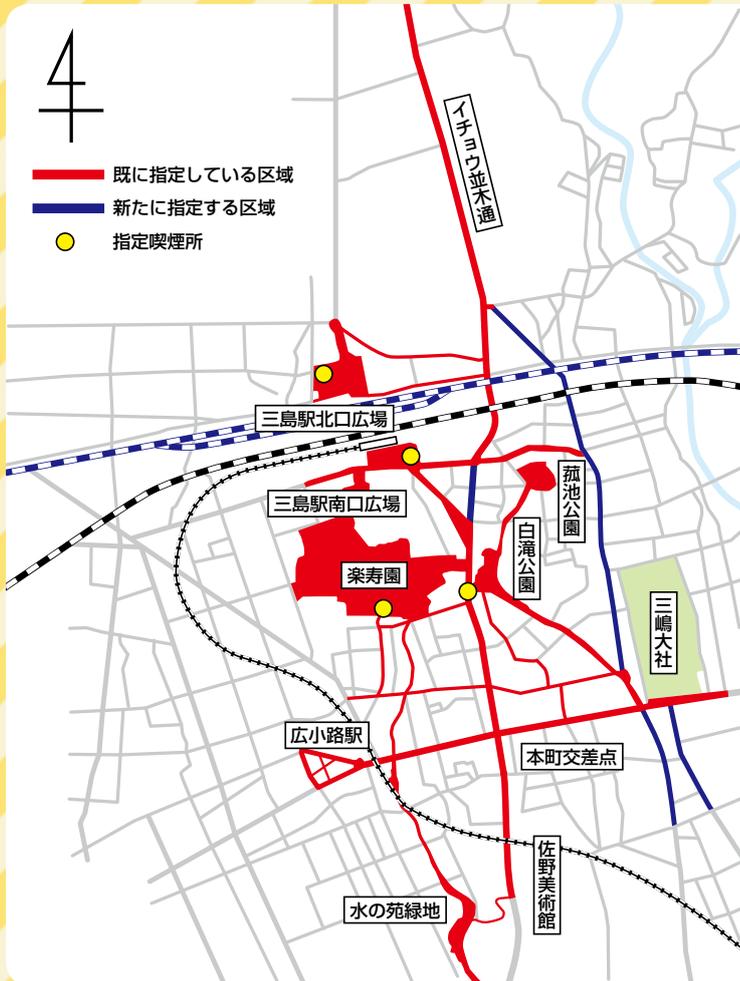
☎三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606

情報

たばこのポイ捨ては絶対にやめましょう

快適空間指定区域（路上喫煙禁止区域）が拡大します



三島市では、清潔で美しい街並みを保全し、次の世代に引き継いでいくため、「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を平成17年から施行しています。本条例に基づき、喫煙を禁止する区域として快適空間指定区域を定めています。4月1日から、この区域を拡大しました。

- ▶ 主要地方道三島裾野線の一部（三島市文教町歩道橋前交差点～三嶋大社西側浦島神社前交差点、大社町西交差点～市役所南交差点）
- ▶ 三島駅東交差点～三島商工会議所会館前交差点
- ▶ 三嶋大社前交差点～東本町北交差点

- 快適空間指定区域では…
- ▶ 公共施設（道路、公園、河川、駅前広場など）での喫煙不可
- ▶ 区域内でも指定喫煙所では喫煙可

- ☎ 環境政策課 ☎ 983・2646

情報

飲食店では入店前に禁煙かどうか分かります
望まない受動喫煙をなくしましょう

受動喫煙とは

たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールなど、多くの有害物質が含まれています。喫煙しない人が身の回りのたばこの煙を吸ってしまうことを受動喫煙と言います。

受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）の4疾患について、超過死亡数を推定した結果によると、わが国では年間約1万5千人が受動喫煙で死亡しており、健康影響は深刻です。

静岡県受動喫煙防止条例

4月から、県内では原則すべての飲食店の出入り口に標識の掲示が義務付けられています。入店前に「吸える」「吸えない」が分かります。

禁煙 分煙 喫煙可

※詳細は県ホームページでご確認ください

静岡県受動喫煙防止条例 検索

静岡県健康増進課 ☎ 054・221・2433